


申請・手続きを調べる

- [20歳になった方](#)
- [年金に加入している\(する\)方](#)
- [事業主の方](#)
- [年金を請求する方](#)
- [年金受給者の方](#)
- [海外に居住する方](#)
- [年金相談をする方](#)

年金のことを調べる

- [年金制度全般](#)
- [加入と保険料納付](#)
 - [国民年金](#)
 - [厚生年金保険](#)
 - [健康保険\(協会けんぽ\)等](#)
- [年金の受け取り](#)
 - [老齢年金](#)
 - [障害年金](#)
 - [遺族年金](#)
 - [その他の給付](#)
 - [これから受給する方\(60-65歳\)](#)
- [社会保障協定](#)
- [マクロ経済スライドとは](#)
- [各種特例法](#)
- [年金用語集](#)
- [主な疑義照会と回答](#)

社会保険の手続きは
電子申請
電子媒体申請が
便利です!



**基礎年金番号
年金手帳について**

通知書の見方を調べる
(ねんきん定期便や年金受給者
あて各種通知など)

パンフレット

お客様の**声**を
大切にしています



インフォメーション

- [日本年金機構へのご意見・ご要望](#)
- [法令等違反通報窓口](#)
- [法人文書の開示及び個人情報の開示](#)

日本年金機構公式
Twitter

【事業主の皆様へ】届出等における添付書類及び署名・押印等の取扱いの変更について

160030-225-513-790 更新日：2019年5月7日 [印刷する](#)

届出等における添付書類及び署名・押印等の取扱いが一部変更となりました

この度、厚生年金保険の適用事務にかかる事業主等の事務負担の軽減を図る目的から、「行政手続コスト」削減のための基本計画（平成29年6月厚生労働省決定）に基づき、適用事業所が管轄の事務センター又は年金事務所に提出する届出等における添付書類及び被保険者等の署名・押印等の取扱いが、以下のとおり変更となりました。

遡及した届出等における添付書類の廃止

下記の表の項番1～4に該当する場合に、届出の事実関係を確認する書類として添付を求めていた「賃金台帳の写し及び出勤簿の写し」（被保険者が法人の役員である場合は、取締役会の議事録等）の確認書類について、今後は、事業所調査実施時に確認を行わせていただくため、届出時の添付が不要となりました。

<確認書類の添付が不要となる対象届書及びケース>

項番	届書名称	添付を求めていたケース
1	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 厚生年金保険70歳以上被用者該当届	資格取得年月日が、届書の受付年月日から60日以上遡る場合
2	健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 厚生年金保険70歳以上被用者不該当届	資格喪失年月日が、届書の受付年月日から60日以上遡る場合
3	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届 厚生年金保険70歳以上被用者月額変更届	改定年月の初日（1日）が、届書の受付年月日から60日以上遡る場合
4		改定後の標準報酬月額が、従前の標準報酬月額から5等級以上引き下がる場合

※上記の届書の該当ケース以外は、引き続き届出時の確認書類の添付が必要となります。

被保険者本人の署名・押印等の省略

下記の表の項番1～4の届書等における被保険者本人の署名（または押印）について、事業主が、被保険者本人の届出の意思を確認し、届書の備考欄に、「届出意思確認済み」と記載した場合は、被保険者本人の署名または押印を省略することが可能となりました。（注）また、電子申請及び電子媒体による届出においては、事業主が、被保険者本人の届出の意思を確認し、届書の備考欄に「届出意思確認済み」と記載した場合、委任状を省略することが可能となりました。

（注）被保険者本人の署名（または押印）が省略となった場合であっても、届書等の氏名欄の記入は必要です。届出の際は、住民票に登録されている氏名を記入した上で、ご提出ください。

<本人署名・押印等の省略対象の届書等>

項番	届書名称
1	健康保険被扶養者（異動）届 ・ 国民年金第3号被保険者関係届
2	年金手帳再交付申請書
3	厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届（申出の場合）
4	厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届（終了の場合）

※上記の届書以外は、届出時に引き続き申請者本人の署名・押印等が必要となります。

[上に戻る](#)

[個人情報の保護について](#) [関連サイト](#) [このサイトについて](#)

日本年金機構 法人番号4011305001653
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24
電話番号については、[所在地・連絡先ページ](#)をご覧ください
Copyright © 2012 Japan Pension Service All Rights Reserved.